

改定案（第2版）→改定案（第3版）新旧対照表

頁	旧：改定案（第2版）	新：改定案（第3版）
1	<p><b>1 計画策定の経緯</b></p> <p>県行動計画は、政府行動計画を踏まえた本県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、県行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。さらに、医療法に基づく「千葉県保健医療計画」（以下、「医療計画」という。）や感染症法に基づく「千葉県感染症予防計画」（以下、「予防計画」という。）等と整合性を確保しつつ、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。</p>	<p><b>1 計画策定の経緯</b></p> <p>県行動計画は、政府行動計画を踏まえた本県における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、県行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。さらに、医療法（<a href="#">昭和23年法律第205号</a>）に基づく「千葉県保健医療計画」（以下、「医療計画」という。）や<a href="#">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）</a>に基づく「千葉県感染症予防計画」（以下、「予防計画」という。）等と整合性を確保しつつ、出先機関を含め、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。</p>
2	<p><b>3 新型コロナの対応経験</b></p> <p>同月29日に武漢市からチャーター便で帰国、勝浦市内宿泊施設に滞在した2名の陽性が判明し、県内での初確認事例（無症状病原体保持者）として、また31日には、県内初の患者を発表した。以降、県内においてクラスターが確認されるなど、3月26日、まん延のおそれを背景に特措法に基づく政府対策本部の設置を受け、同日「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。</p> <p>当該県対策本部は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計61回開催され、その間、政府対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減（2022年（令和4年）7月最大新規感染者数：約11,700人/日）や変異株（デルタ株・オミクロン株等）の流行等を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行った。</p>	<p><b>3 新型コロナの対応経験</b></p> <p>同月29日に武漢市からチャーター便で帰国、勝浦市内宿泊施設に滞在した2名の陽性が判明し、県内での初確認事例（無症状病原体保有者）として、また31日には、県内初の患者を発表した。以降、県内においてクラスターが確認されるなど、3月26日、まん延のおそれを背景に特措法に基づく<a href="#">新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）</a>の設置を受け、同日「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。</p> <p>当該県対策本部は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更される2023年（令和5年）5月8日までに、計61回開催され、その間、政府対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（基本的対処方針）」（複数回変更）を踏まえ、感染者数の増減（2022年（令和4年）7月最大新規感染者数：約11,700人/日）や変異株（デルタ株・オミクロン株等）の流行等を繰り返す中で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置への対応、医療提供体制の整備、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な対応を行った。</p>
4	<p><b>2 実施上の留意点</b></p> <p>県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、及びそれぞれの県行動計画及び市町村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。</p>	<p><b>2 実施上の留意点</b></p> <p>県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令及びそれぞれの県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。</p>

7	<p>(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応</p> <p>感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築</li> <li>○ 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上</li> <li>○ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化</li> <li>○ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の周知</li> </ul>	<p>(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応</p> <p>感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等については、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築</li> <li>○ 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上</li> <li>○ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化</li> <li>○ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知</li> </ul>
10	<p>(2) 県の役割</p> <p>その他、平時から県衛生研究所や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。</p>	<p>(2) 県の役割</p> <p>その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。</p>
11	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</p>	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>なお、保健所設置市については、感染症法においては、まん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。</p>
12	<p>(9) 個人</p> <p>平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人のできる対策を積極的に実践する。</p>	<p>(9) 個人</p> <p>平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市町村等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人のできる対策を実施するよう努める。</p>

14	<p><b>⑤ 水際対策</b></p> <p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。</p> <p>平時から訓練等の実施を通じて国との連携を強化し、発生時には、国が実施する水際対策に協力する。</p>	<p><b>⑤ 水際対策</b></p> <p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。</p> <p>平時から訓練等の実施を通じて国との連携を強化し、発生時には、国が実施する水際対策に協力する。なお、協力に当たっては、県等における業務のひっ迫状況等についても考慮し、必要な対応を行う。</p>
15	<p><b>⑥ まん延防止</b></p> <p>一方で、特措法において、県民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。</p>	<p><b>⑥ まん延防止</b></p> <p>一方で、特措法において、県民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとしていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原体の性状や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを柔軟かつ機動的に行うことが重要である。</p>
15	<p><b>⑦ ワクチン</b></p> <p>ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。また、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。</p>	<p><b>⑦ ワクチン</b></p> <p>ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。</p> <p>県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。</p>
16	<p><b>⑨ 治療薬・治療法</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築する。また、抗インフルエンザウイルス薬について、計画的かつ安定的に備蓄することとし、新型インフルエンザ等の発生時には予防投与等において適切に使用できるよう、国や医療機関と連携する。</p>	<p><b>⑨ 治療薬・治療法</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に、治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国及びJIHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築する。また、抗インフルエンザウイルス薬について、計画的かつ安定的に備蓄することとし、新型インフルエンザ等の発生時には適切に使用できるよう、国や医療機関と連携する。</p>

17	<p>⑪ 保健</p> <p>県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から県に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。</p>	<p>⑪ 保健</p> <p>県等が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から<b>本庁</b>に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。</p>
24	<p>(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）</p> <p>特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大まかな分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。</p>	<p>(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）</p> <p>特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の<b>大括り</b>の分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。</p>
29	<p>1-3 関係機関との連携強化</p> <p>① 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練を実施する。（健康福祉部、その他関係部局庁）</p>	<p>1-3 関係機関との連携強化</p> <p>① 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び情報伝達訓練<b>等</b>を実施する。（健康福祉部、その他関係部局庁）</p>
30	<p>⑦ 県は、県衛生研究所や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携を平時から強化するよう努める。（健康福祉部）</p>	<p>⑦ 県は、衛生研究所<b>等</b>や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携を平時から強化するよう努める。（健康福祉部）</p>
31	<p>3-1-1 対策の実施体制</p> <p>① 県は、保健所や衛生研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（健康福祉部）</p>	<p>3-1-1 対策の実施体制</p> <p>① 県は、<b>本庁</b>、保健所<b>及び</b>衛生研究所<b>等</b>が連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（健康福祉部）</p>
35	<p>(新設)</p>	<p>1-3 情報漏えい等への対策</p> <p>県は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。（健康福祉部、その他関係部局庁）</p>

39	<p>1-2 平時に行う感染症サーベイランス</p> <p>② 県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。（健康福祉部）</p>	<p>1-2 平時に行う感染症サーベイランス</p> <p>② 県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関から急性呼吸器感染症患者の検体入手し、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等の型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。（健康福祉部）</p>
40	<p>③ 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</p> <p>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（健康福祉部、農林水産部、環境生活部）</p>	<p>③ 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、関係機関と連携し、家きんや家畜及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</p> <p>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（健康福祉部、農林水産部、環境生活部）</p>
45	<p>(2) 初動期</p> <p>ア 目的</p> <p>新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。</p>	<p>(2) 初動期</p> <p>ア 目的</p> <p>新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、県は、感染拡大に備えて、県民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。</p>
46	<p>イ 所要の対応</p> <p>県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。</p>	<p>イ 所要の対応</p> <p>県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、県民等に対し、第2の2(8)の内容を踏まえた上で、以下のとおり情報提供・共有する。</p>
48	<p>イ 所要の対応</p> <p>県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。</p>	<p>イ 所要の対応</p> <p>県は、国から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、県内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、県内の関係機関を含む県民等に対し、第2の2(8)の内容を踏まえた上で、以下のとおり情報提供・共有を行う。</p>

60	<p>3-2-2-3 病原性が高くなく、感染性が高い場合</p> <p>上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、国に対して更なる支援を要請する。</p>	<p>3-2-2-3 病原性が高くなく、感染性が高い場合</p> <p>上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、県民等に対して更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国に対して更なる支援を要請する。</p>
72	<p>1-8 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保</p> <p>② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。(健康福祉部、防災危機管理部)</p>	<p>1-8 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保</p> <p>② 県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について消防機関や患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。(健康福祉部、防災危機管理部)</p>
72	<p>ア 目的</p> <p>県は、国から提供・共有された感染症に係る情報や医療提供体制の確保に係る要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。</p>	<p>ア 目的</p> <p>県は、国から提供・共有された感染症に係る情報や医療提供体制の確保に係る要請を基に、医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、県は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や住民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示す。</p>
73	<p>2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等</p> <p>県は、国やJIHSから提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。(健康福祉部)</p> <p>2-2 医療提供体制の確保等</p> <p>② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会や推進会議等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(健康福祉部)</p>	<p>2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等</p> <p>県は、国やJIHSから提供された情報を医療機関や消防機関、高齢者施設等に周知する。(健康福祉部)</p> <p>2-2 医療提供体制の確保等</p> <p>② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関や消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会や推進会議等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(健康福祉部)</p>

74	<p><b>ア 目的</b></p> <p>県は、国から提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。</p> <p><b>3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応</b></p> <p>① 県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉部)</p>	<p><b>ア 目的</b></p> <p>県は、国から提供された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。</p> <p><b>3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応</b></p> <p>① 県は、国及びJIHSから提供された情報等を医療機関や消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉部)</p>
82	<p><b>1-3-2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></p> <p>県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。(健康福祉部)</p>	<p><b>1-3-2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></p> <p>県は、抗インフルエンザウイルス薬について、国から示される諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。(健康福祉部)</p>
84	<p><b>3-2-3 治療薬の流通管理</b></p> <p>② 患者数が減少した段階においては、国が必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行うことから、県は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。(健康福祉部)</p>	<p><b>3-2-3 治療薬の流通管理</b></p> <p>② 患者数が減少した段階においては、国が必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行うことから、県は、国と連携し、必要に応じて増産された治療薬を確保する。(健康福祉部)</p>
94	<p><b>1-4 保健所及び衛生研究所等の体制整備</b></p> <p>⑧ 県等は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(健康福祉部、農林水産部)</p>	<p><b>1-4 保健所及び衛生研究所等の体制整備</b></p> <p>⑧ 県等は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(健康福祉部、農林水産部、環境生活部)</p>

96	<p><b>2-1 有事体制への移行準備</b></p> <p>② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、<b>保健所</b>、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会や推進会議等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康福祉部）</p>	<p><b>2-1 有事体制への移行準備</b></p> <p>② 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関や消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会や推進会議等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康福祉部）</p>
98	<p><b>3-2 主な対応業務の実施</b></p> <p>県等、保健所及び衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。</p>	<p><b>3-2 主な対応業務の実施</b></p> <p>県等は、<b>本庁</b>、保健所及び衛生研究所等が、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。</p>
99	<p><b>3-2-1 相談対応</b></p> <p>県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。（健康福祉部）</p>	<p><b>3-2-1 相談対応</b></p> <p>県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、<b>速やか</b>に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。（健康福祉部）</p>
100	<p><b>3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送</b></p> <p>② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。（健康福祉部、その他関係部局庁）</p>	<p><b>3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送</b></p> <p>② 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、<b>外部委託等の検討</b>、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。（健康福祉部、その他関係部局庁）</p>



104	<p>3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し</p> <p>⑤ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。(健康福祉部)</p>	<p>3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し</p> <p>⑤ 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、県は、国の作成する重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を参照する。(健康福祉部)</p>
107	<p>2-2 円滑な供給に向けた準備</p> <p>県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。(健康福祉部)</p> <p>(新設)</p>	<p>2-2 円滑な供給に向けた準備</p> <p>① 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。(健康福祉部)</p> <p>② 県は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。(健康福祉部)</p>
108	<p>(新設)</p> <p>3-2 緊急物資の運送等</p> <p>3-3 物資の売渡しの要請等</p>	<p>3-2 不足物資の供給</p> <p>県は、個人防護具が不足する医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。(健康福祉部)</p> <p>3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力</p> <p>県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(健康福祉部、その他関係部局)</p> <p>3-4 緊急物資の運送等</p> <p>3-5 物資の売渡しの要請等</p>
117	<p>3-2-3 県、市町村及び指定(地方)公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置</p> <p>② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関</p> <p>水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置</p>	<p>3-2-3 県、市町村及び指定(地方)公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置</p> <p>② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定地方公共機関及び一部事務組合等</p> <p>水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置</p>

119	用語集		用語集	
	用語	内容	用語	内容
		(略)		(略)
	陰圧室 (新設)	(略)	陰圧室	(略)
	衛生研究所等	(略)	インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況
		(略)	衛生研究所等	(略)
	住民接種 (新設)	(略)		(略)
	新型インフルエンザ等	(略)	住民接種	(略)
		(略)	新型コロナウイルス感染症等	感染症法第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
		(略)	新型インフルエンザ等	(略)
	(略)		(略)	